

# 文教福祉委員会

令和8年2月 27 日

## 1 議案審査

- (1) 議案第 12 号 千代田区旅館業法施行条例の一部を改正する条例 【資料】
- (2) 議案第 13 号 千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例の一部を改正する条例 【資料】
- (3) 議案第 14 号 千代田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 【資料】
- (4) 議案第 15 号 千代田区介護保険条例の一部を改正する条例 【資料】
- (5) 議案第 16 号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 【資料】
- (6) 議案第 21 号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について 【資料】
- (7) 議案第 23 号 千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例 【資料】

## 2 報告事項

### 【子ども部】

- (1) 令和8年度「おがちよ教育交流事業」の実施について 【資料】
- (2) 東京都認証学童クラブの決定について 【資料】

## 3 その他

## 千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例の一部を改正する条例 及び、千代田区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

訪日外国人旅行者の増加等を背景として区内宿泊施設の増加がみられており、区民の生活環境への影響が顕在化している状況にある。

そのため、区民が安全で安心して暮らすことのできる生活環境を確保することを目的に、区内宿泊施設の新設に係る制限及び周辺地域への事前周知等に関する規制の強化を図るため、「千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例」及び「千代田区旅館業法施行条例」の一部を改正する。

### 2 改正内容

#### (1) 千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例

ア 管理者常駐型及び管理者駆け付け型の民泊施設について、文教地区等、学校等の周辺及び人口密集区域における事業は、全ての期間その実施を制限する。

イ 事業開始時の事前周知対象を、周辺住民及び地域関係者に改める。

ウ その他、所要の規定を整備する。

#### (2) 千代田区旅館業法施行条例

ア 名称を「千代田区旅館業法の施行等に関する条例」に改める。

イ 条例の目的を明記し、区、営業者及び宿泊者の責務を定める。

ウ 施設の構造設備基準に、総客室の延床面積は、200 平方メートル以上であることを新たに定める。

エ その他、所要の規定を整備する。

### 3 新旧対照表

(1) 千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例 …別紙1のとおり

(2) 千代田区旅館業法施行条例 …別紙2のとおり

### 4 施行期日

両条例とも、令和8年7月1日

### 5 遡及適用

施行日以前に申請書または届出書を受理した案件については、改正条例を遡及適用しない。

## 新旧対照表 (抄)

## 千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例 平成 30 年 3 月 13 日条例第 1 号</p> <p>(住宅宿泊事業の実施の制限)</p> <p>第 6 条 法第 18 条の規定に基づき、家主居住型に係る住宅宿泊事業は、次に掲げる区域において、日曜日の正午から金曜日の正午までの間、その実施を制限する。</p> <p>(1) 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 2 号に規定する特別用途地区のうち、文教地区として定められた区域</p> <p>(2) 都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する地区計画のうち、ホテル又は旅館の用途に供するための建築物の建築が制限されている区域</p> <p>(3) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の敷地境界線からおおむね 100 メートルの範囲内</p> <p>(4) 子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例 (平成 26 年千代田区条例第 17 号) で定める保育等施設 (前号の幼稚園及び児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業を行う施設を除く。)の敷地境界線からおおむね 100 メートルの範囲内</p> <p>2 法第 18 条の規定に基づき、<u>管理者常駐型及び</u>管理者駆け付け型に係る住宅宿泊事業は、次に掲げる区域において、<u>全ての期間</u>、その実施を制限する。</p> <p><u>(1) 前項各号に掲げる区域</u></p> <p><u>(2) 人口密集区域 (人口が密集しているものとして、別表に定める町丁の区域をいい、前項各号に掲げる区域を除く。)</u></p>	<p>千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例 平成 30 年 3 月 13 日条例第 1 号</p> <p>(住宅宿泊事業の実施の制限)</p> <p>第 6 条 法第 18 条の規定に基づき、家主居住型<u>及び管理者常駐型</u>に係る住宅宿泊事業は、次に掲げる区域において、日曜日の正午から金曜日の正午までの間、その実施を制限する。</p> <p>(1) 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 2 号に規定する特別用途地区のうち、文教地区として定められた区域</p> <p>(2) 都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する地区計画のうち、ホテル又は旅館の用途に供するための建築物の建築が制限されている区域</p> <p>(3) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の敷地境界線からおおむね 100 メートルの範囲内</p> <p>(4) 子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例 (平成 26 年千代田区条例第 17 号) で定める保育等施設 (前号の幼稚園及び児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業を行う施設を除く。)の敷地境界線からおおむね 100 メートルの範囲内</p> <p>2 法第 18 条の規定に基づき、管理者駆け付け型に係る住宅宿泊事業は、次の各号に掲げる区域において、<u>当該各号に掲げる期間</u>、その実施を制限する。</p> <p><u>(1) 前項各号に掲げる区域全ての期間</u></p> <p><u>(2) 人口密集区域 (人口が密集しているものとして、別表に定める町丁の区域をいい、前項各号に掲げる区域を除く。)日曜日の正午から金曜日の正午まで</u></p>

3 (現行に同じ)

(周辺住民等への事前周知)

第11条 住宅宿泊事業者は、規則で定めるところにより、周辺住民及び地域関係者(次項において「周辺住民等」という。)に対して、住宅宿泊事業を開始する旨その他の規則で定める事項を周知しなければならない。

2 住宅宿泊事業者は、前項の周知を行う際は、周辺住民等の同意を得るよう努めるものとする。

附 則(令和8年 月 日条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出(以下「届出」という。)に係る住宅について適用し、同日前の届出に係るものについては、なお従前の例による。

3 (略)

(周辺住民等への事前周知)

第11条 住宅宿泊事業者は、届出住宅が存する敷地境界線から10メートル以内の建築物(当該届出住宅と同一の建築物を含む。)の所有者及び周辺住民(事業者を含む。)に対して、規則で定めるところにより、住宅宿泊事業を開始する旨その他の規則で定める事項を周知しなければならない。

2 住宅宿泊事業者は、前項の周知を行う際は、周辺住民等の同意を得るよう努めるものとする。

## 新旧対照表（抄）

## 千代田区旅館業法施行条例

改正後	改正前
<p><u>千代田区旅館業法の施行等に関する条例</u> 平成 24 年 3 月 19 日条例第 9 号</p> <p><u>（目的）</u> <u>第 1 条 この条例は、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。）の規定に基づき必要な事項を定めるとともに、宿泊者の安全・安心の確保及び周辺住民の安全で快適な生活環境の維持を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>（区の責務）</u> <u>第 2 条の 2 千代田区（次項において「区」という。）は、第 1 条の目的を達成するため、旅館業の適正な運営の確保に関する施策を策定し、これを実施しなければならない。</u> <u>2 区は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、警察、消防その他の関係機関と連携するものとする。</u></p> <p><u>（営業者の責務）</u> <u>第 2 条の 3 営業者は、その事業の実施に当たり、安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例（平成 14 年千代田区条例第 53 号）の規定に基づき、安全で快適なまちの実現に努めなければならない。</u></p> <p><u>（宿泊者の責務）</u> <u>第 2 条の 4 宿泊者は、旅館業の施設を利用するに当たっては、施設の周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。</u></p>	<p><u>千代田区旅館業法施行条例</u> 平成 24 年 3 月 19 日条例第 9 号</p> <p><u>（趣旨）</u> <u>第 1 条 この条例は、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（新設）</p>

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第9条 (現行に同じ)

(1)から(11)まで (現行に同じ)

(12) 総客室の延床面積は、200平方メートル以上であること。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第10条 (現行に同じ)

2 前条第1号、第3号、第4号(アを除く。)、第5号から第8号まで及び第10号から第12号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

附 則 (令和8年 月 日条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第9条及び第10条の規定は、この条例の施行の日以後の旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可の申請(以下「申請」という。)に係る旅館業の施設について適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第9条 (略)

(1)から(11)まで (略)

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第10条 (略)

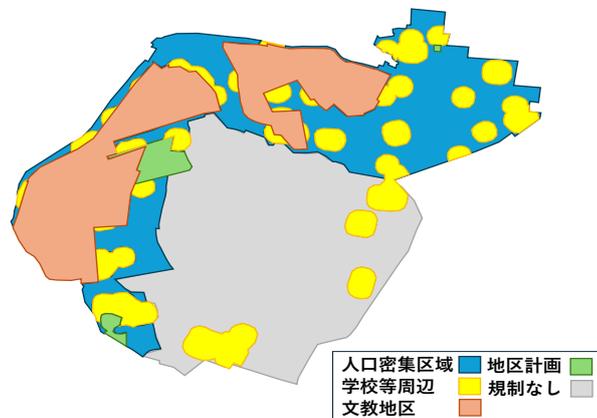
2 前条第1号、第3号、第4号(アを除く。)、第5号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

## 住宅宿泊事業法に関する実施制限規制の見直し

### 改正前

業態	区域			
	文教地区等	学校等周辺	人口が密集している区域	人口が密集していない区域
家主居住型	日曜正午～金曜正午	日曜正午～金曜正午	180日(泊)	180日(泊)
	不可	不可		
家主不在型 (管理者常駐型)	日曜正午～金曜正午	日曜正午～金曜正午	180日(泊)	180日(泊)
	不可	不可		
家主不在型 (管理者駆け付け型)	全日不可	全日不可	日曜正午～金曜正午	180日(泊)
			不可	
家主不在型 (駆け付け要件未済)	全日不可			

### 区域の区分

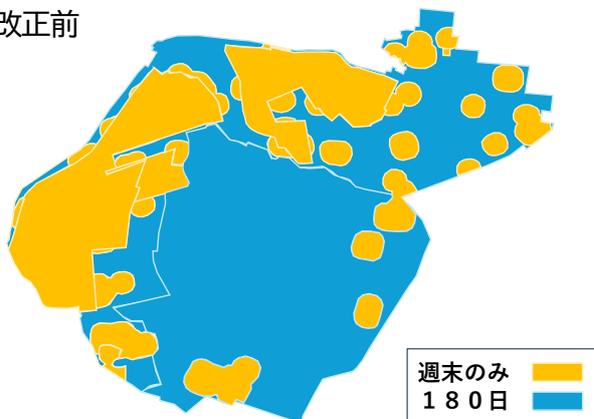


### 改正後

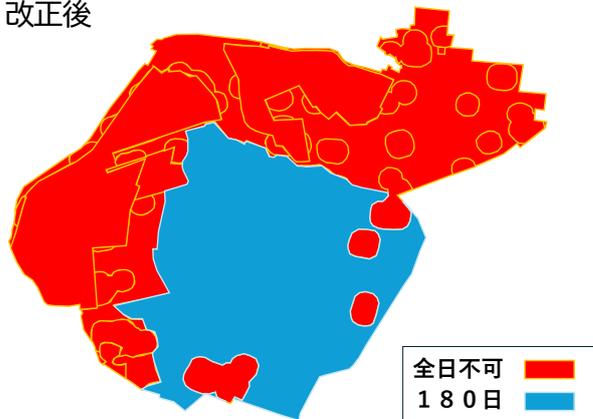
業態	区域			
	文教地区等	学校等周辺	人口が密集している区域	人口が密集していない区域
家主居住型	日曜正午～金曜正午	日曜正午～金曜正午	180日(泊)	180日(泊)
	不可	不可		
家主不在型 (管理者常駐型)	全日不可	全日不可	全日不可	180日(泊)
家主不在型 (管理者駆け付け型)	全日不可	全日不可	全日不可	180日(泊)
家主不在型 (駆け付け要件未済)	全日不可			

### 管理者常駐型民泊の規制区域

#### 改正前

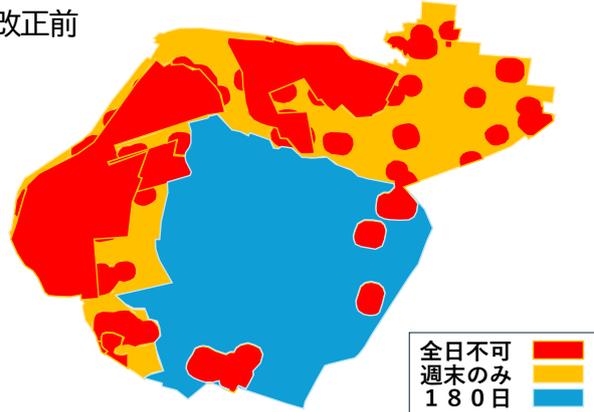


#### 改正後

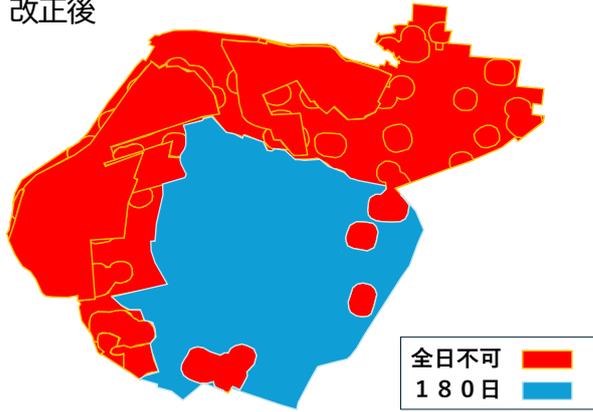


### 管理者駆け付け型民泊の規制区域

#### 改正前

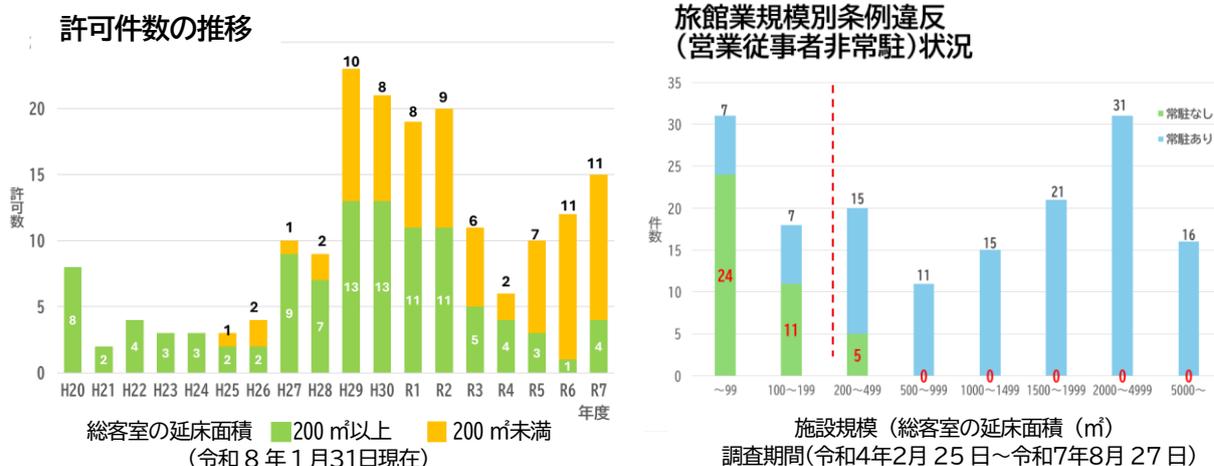


#### 改正後



## 旅館業における総客室面積規制について

### 1 区内旅館施設の現況



### 2 旅館業法等による構造設備基準に関する規定

#### (1) 旅館業法施行令第1条

旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。（1～7は略）

8 その他都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下この条において同じ。）が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

#### (2) 旅館業における衛生等管理要領

（令和8年1月20日付、健生発0120第48号 厚生労働省健康・生活衛生局長通知）

「周辺地域の生活環境への悪影響の防止」が新たに追加

「旅館業法には、旅館業における善良の風俗の保持を目的として各規定を置いているところであり、各都道府県等におかれては、地域の実情も踏まえながら、旅館業の適正な運営が確保されることが重要である。（中略）周囲の生活環境への悪影響を防止するための一定の規制を条例等で規定することは可能である。（以下、略）」

### 3 学識経験者の見解要旨

区が考える小規模旅館施設での課題は、主にコスト面の問題から従業員の人件費削減やフロントスペースの客室転用などが行われ、近隣トラブルを招きやすい状況となっている。そのため適正な施設運営には、総客室の延床面積が、一定（200㎡）以上の規模が必要と考える、ということである。

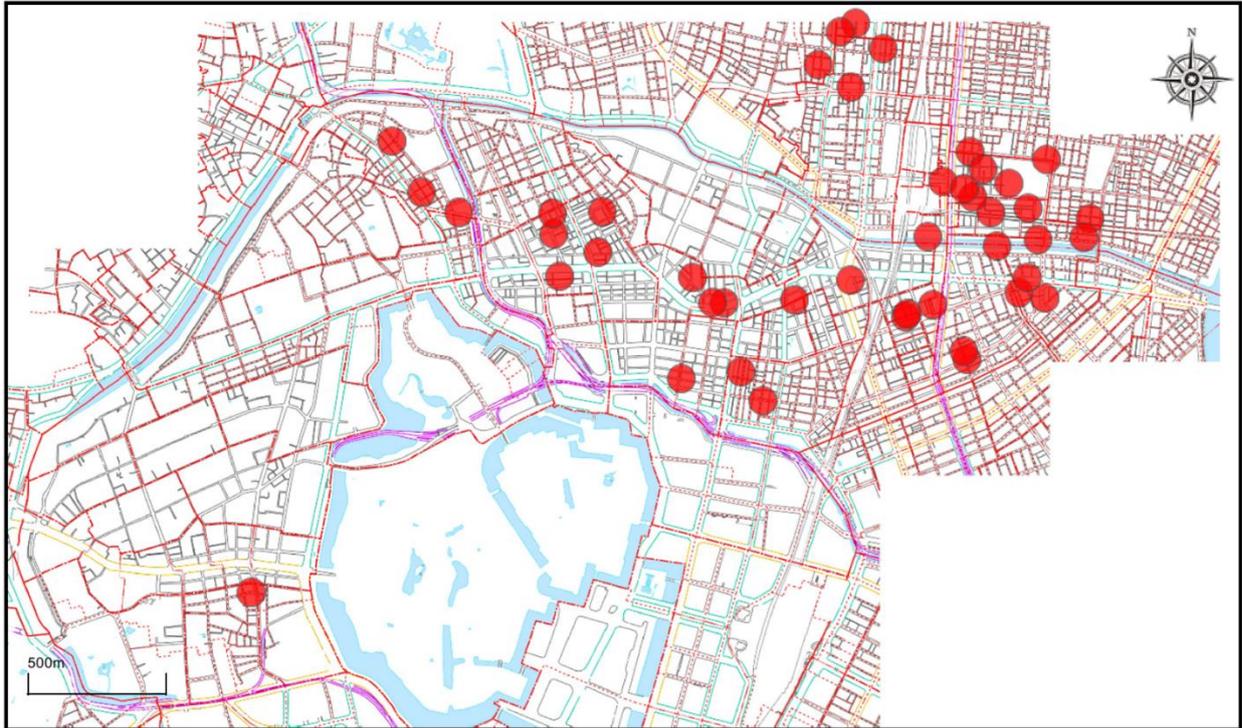
旅館業法の運用が国の事務ではなく、区の自治事務であることを踏まえ、千代田区としての主体的姿勢を示す必要がある。

従来の構造設備の基準は、宿泊者の保護を中心とした定めであったが、今回区が設ける基準は、地域住民の生活環境保護を主目的としたものとなる。そのため、改正に当たっては条例の目的規定を改め、生活環境との調和や住民配慮を明記する必要がある。

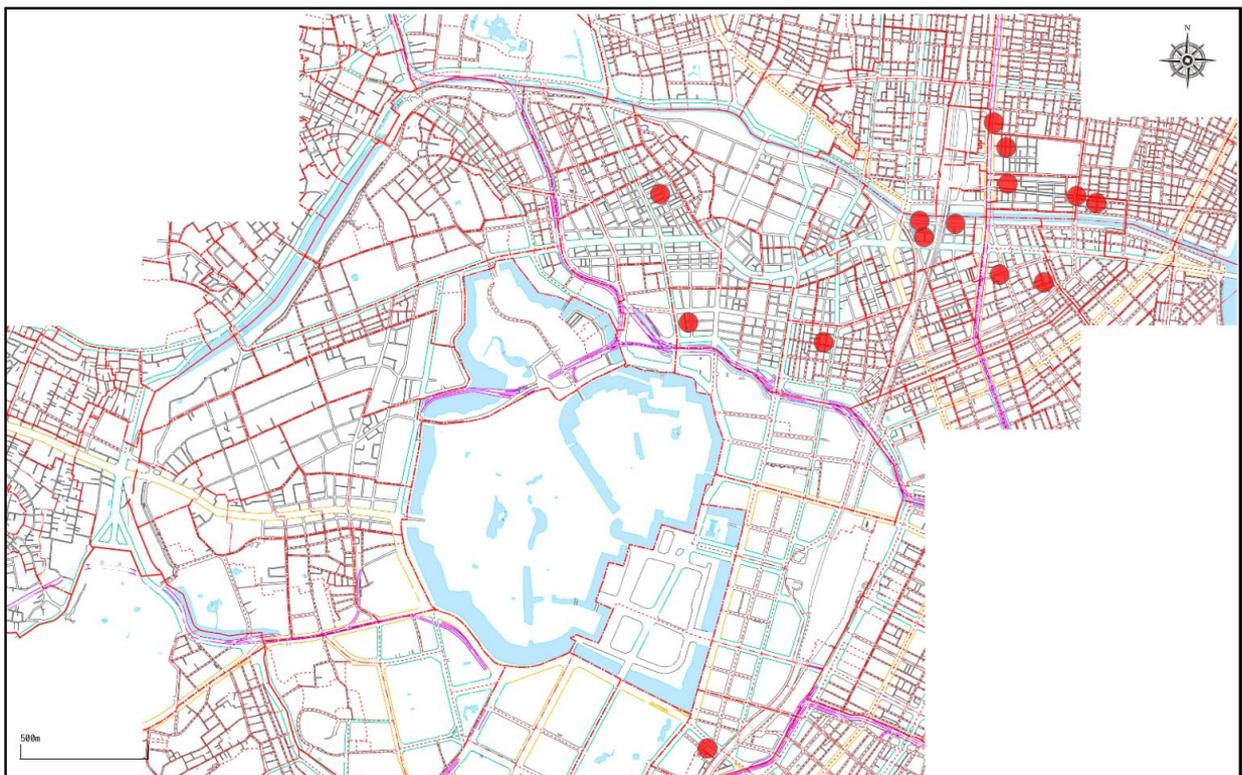
### 4 厚生労働省への意見照会

改正案の内容について意見照会を実施し、特に意見が無い旨の回答を得ている。

旅館業施設（総客室の延床面積 200 平方メートル未満）の位置図  
（令和8年1月末現在）



住宅宿泊事業届出施設の位置図（令和8年1月末現在）



※赤丸は、届出施設の入居建物位置を示すため、赤丸数は届出施設数と一致しない。

## 千代田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

### 1 条例改正の事由

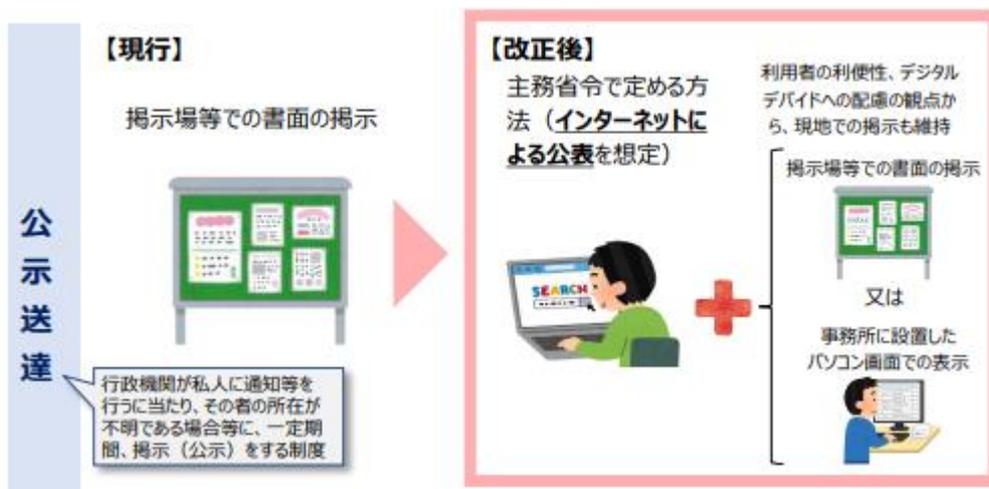
地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、公示送達の方法について規定を整備する必要がある。

### 2 条例改正の概要

#### 公示送達の見直し

後期高齢者医療における公示送達について、公示事項を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）で定める方法（区ホームページでの公表を想定）により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を区の掲示場に掲示し、又は公示事項を区に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。

《参考》公示送達の見直し



※デジタル庁資料「デジタル規制改革推進の一括法について」より抜粋

### 3 施行日

令和8年6月末までの政令で定める日から

※地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

### 4 新旧対照表 別紙のとおり

## 新旧対照表

## ○千代田区後期高齢者医療に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(公示送達)</p> <p>第7条 法第112条の規定において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を千代田区公告式条例（昭和40年千代田区条例第6号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>改正後の第7条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第7条 法第112条の規定において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達は、千代田区公告式条例（昭和40年千代田区条例第6号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p>

## 千代田区介護保険条例の一部を改正する条例

### 1 改正理由

区内 65 歳以上の第 1 号被保険者の介護保険料の判定に当たっては、税法上の合計所得金額を基準としているが、令和 7 年度税制改正の結果、合計所得金額に係る規定が改正された。

これに伴い、当該税制改正の前後を通じて、介護保険料の判定基準に相違が生じないように、各保険者の介護保険料設定の根拠となる介護保険法施行令が改正された。

本区では、同施行令に基づき、千代田区介護保険条例によって保険料段階の多段階化（標準 13 段階→18 段階）を行うことで、保険料基準額の上昇を抑制していることから、根拠となる同施行令の改正を受け、条例において所要の一部改正を行う。

### 2 改正内容

#### (1) 令和 7 年度税制改正に伴う一部改正

令和 8 年度における第 1 号被保険者の介護保険料の判定に際し、令和 7 年度税制改正前と同様の判定となるよう、保険料の算定に関する合計所得金額の算定方法の特例を設ける。

※ 令和 7 年度税制改正の前後を通じて、住民税非課税となる者は、介護保険料の判定上も引き続き住民税非課税者として取り扱う。

#### (2) その他

新型コロナウイルス感染症に起因する保険料の減免措置について、適用期間の終了に伴い、規定を削除する。

#### 新型コロナウイルス感染症に起因する減免の状況

	減免した人数	減免した保険料
令和 2 年度	9 人	531,900 円
令和 3 年度	10 人	552,400 円
令和 4 年度	2 人	207,900 円
合計	21 人	1,292,200 円

### 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

## 新旧対照表

## ○千代田区介護保険条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>（保険料に関する申告）</p> <p>第24条 第1号被保険者は、毎年度4月30日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から30日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の特別区民税（市町村民税を含む。<u>以下同じ。</u>）の課税の有無その他区長が必要と認める事項を記載した申告書を区長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書（当該第1号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者のすべてが同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）が区長に提出されている場合においては、この限りでない。</p> <p>附 則 第1条から第7条まで（現行に同じ） （削除）</p>	<p>（保険料に関する申告）</p> <p>第24条 第1号被保険者は、毎年度4月30日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から30日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の特別区民税（市町村民税を含む。）の課税の有無その他区長が必要と認める事項を記載した申告書を区長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書（当該第1号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者のすべてが同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）が区長に提出されている場合においては、この限りでない。</p> <p>附 則 第1条から第7条まで（略）</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に起因する保険料の減免の特例）</u></p> <p>第8条 区長は、第23条の規定にかかわらず、<u>次の各号のいずれかに該当する者であって必要があると認められるものに対し、次項に規定する保険料に限り、減免することができる。</u></p> <p><u>（1） 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）により第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</u></p> <p><u>（2） 新型コロナウイルス感染症の影響により第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれること。</u></p> <p><u>（3） 前2号に準ずること。</u></p> <p><u>2 減免の対象となる保険料は、令和3年度分及び令和4年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に</u></p>

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第8条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第14条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に該当する者に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

第9条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において区に住所を有しない者を除き、同年度分の特別区民税の賦課期日において区に住所を有する者(地方税法第294条第3項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この条及び次条第1項第1号において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金

納期限が定められているものとする。

3 第1項各号に該当する者に係る保険料の減免は、申請に係る前項の保険料について適用する。

4 第23条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定により減免する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「前2項」とあるのは「附則第8条第1項」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「附則第8条第1項」と読み替えるものとする。

5 前4項に定めるもののほか、保険料の減免に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第14条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に該当する者に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第14条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第14条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、

第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第14条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収

入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度分の保険料の減額の特例）

第10条 区長は、第23条の規定にかかわらず、令和8年度分の保険料について、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額を、当該者の申請によらず、減額することができる。

（1） 第1号被保険者のうち、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（以下この号において「世帯主等」という。）が令和7年度分の特別区民税が課されていないものであって、かつ、世帯主等のうちいずれかの者が令附則第25条第1項の規定の適用により令和8年度における保険料率の算定について同年度分の特別区民税が課されている者とみなされるもの

第14条の規定により算定した保険料率から同条の規定の適用について令附則第25条第1項の規定の適用がないものとして算定した保険料率を差し引いた額

（2） 第1号被保険者のうち、令和7年度分の特別区民税が課されていないものであって、かつ、令附則第25条第2項の規定の適用により令和8年度における保険料率の算定について同年度分の特別区民税が課されている者とみなされるもの 第14条の規定により算定した保険料率から同条の規定の適用について令附則第25条第2項の規定の適用がないものとして算定した保険料率を差し引いた額

2 区長は、前項の規定により保険料を減額した場合において、第1号被保険者の所得状況その他の事情に変更が生じたときは、当該減額の全部又は一部を取り消すことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正趣旨

国の取扱いとの均衡等を踏まえ、管理職員特別勤務手当の支給要件の見直しを行う。

### 2 改正概要

週休日等以外の日における支給対象時間を現行の「午前零時から午前5時まで」を「午後10時から翌日の午前5時まで」に拡大する

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和8年4月1日

新旧対照表

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第23条 第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務をした場合は</u>、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に<u>勤務をしなかった場合には</u>、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした場合は</u>、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（<u>前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額</u>）とする。</p> <p>（1） 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額</p> <p>（2） （現行に同じ）</p> <p>4 （現行に同じ）</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第23条 第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務した場合は</u>、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に<u>勤務しなかった場合には</u>、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した場合は</u>、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額（<u>当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額</u>）</p> <p>（2） （略）</p> <p>4 （略）</p>

## 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

### 1 概要

令和8・9年度の後期高齢者医療の保険料の改定に際し、保険料の軽減に係る経費を引き続き各区市町村の一般財源から負担金として支弁(特別対策)するため、東京都後期高齢者医療広域連合規約を変更する。

### 2 内容

#### (1) 令和8・9年度保険料(特別対策ありの場合の保険料率)

区分		R6・7年度	R8・9年度	増減	増減率
均等割額	医療分	47,300円	53,300円	6,000円	12.7%
	子ども・子育て支援分		1,300円	1,300円	
所得割率	医療分	9.67%	9.88%	0.21pt	2.2%
	子ども・子育て支援分		0.26%	0.26pt	
一人当たり平均保険料額		111,356円	127,400円	16,044円	14.4%

※ 一人当たり平均保険料は、広域連合試算による東京都全体の平均値

令和8年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、医療分の保険料率とは別に、子ども分の保険料率を算定することとなる。

#### (2) 広域連合が実施する保険料抑制策(金額は令和8・9年度の合計)

① 区市町村による特別対策等の継続 232億円

→令和8・9年度も継続するにあたり、規約の変更を要する。

② 基金等の活用 423億円

#### (3) 規約変更の内容

令和8・9年度の2年間についても、以下の項目に係る区市町村の負担割合を100%とする旨を規約の附則に定める。(それに伴う千代田区の令和8年度の負担額は、約48,000千円の見込みである。)

- ① 審査支払手数料相当額
- ② 財政安定化基金拠出金相当額
- ③ 保険料未収金補填分相当額
- ④ 保険料所得割額減額分相当額
- ⑤ 葬祭費相当額

#### (4) 令和8・9年度保険料における抑制策の効果

区分		政令本則に基づく試算	抑制策実施後	差
均等割額	医療分	58,100円	53,300円	▲4,800円
	子ども・子育て支援分	1,300円	1,300円	0円
所得割率	医療分	11.09%	9.88%	▲1.21pt
	子ども・子育て支援分	0.26%	0.26%	0pt

### 3 施行年月日 令和8年4月1日

### 4 新旧対照表 別紙のとおり

**東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表**

改正 <span style="color: red;">後</span>	改正 <span style="color: red;">前</span>																
<p>第1条～第19条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <span style="color: red;">令和8年度分及び令和9年度分</span>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">項目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">項目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに	100パーセント	<p>第1条～第19条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <span style="color: red;">令和6年度分及び令和7年度分</span>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">項目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">項目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに	100パーセント
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに	100パーセント																

保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和8年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。」

とする。

附 則（令和8年3月31日東京都知事届出）

（施行期日）

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変

保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和6年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。」

とする。

更後の規約」という。) 附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金 (以下単  
に「関係区市町村の負担金」という。) について適用し、令和7年度分以  
前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

別表第1・別表第2 (略)

別表第1・別表第2 (略)

## 千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

保健福祉部 保険年金課

### 1 概要

国民健康保険事業の安定的運営のため、令和8年度国民健康保険料率の改定等を行う。

- ・保険料率・賦課割合・賦課限度額の改正
- ・保険料（均等割）減額措置対象者の拡大
- ・国民健康保険料（子ども・子育て支援納付金分）の新設

### 2 改正内容

#### (1) 保険料率・賦課割合・賦課限度額の改正

(第15条の4、8、12、第16条の4、第19条の2、4)

##### ●医療分・後期高齢者支援金分

		令和7年度			令和8年度			(対前年度比)
保険料率		医療分	支援金分	医療+支援金	医療分	支援金分	医療+支援金	
	所得割率		7.71%	2.69%	10.40%	7.51%	2.80%	10.31%
均等割額		47,300円	16,800円	64,100円	47,600円	17,600円	65,200円	(+1,100円)
賦課割合 (所得割:均等割)		68:32	69:31	—	67:33	68:32	—	
賦課限度額		66万円	26万円	92万円	67万円	26万円	93万円	(+1万円)

##### ●介護納付金分(40~64歳の被保険者)

		令和7年度	令和8年度	(対前年度比)
保険料率	所得割率	1.72%	2.43%	(+0.71P)
	均等割額	16,200円	17,800円	(+1,600円)
	賦課割合 (所得割:均等割)	65:35	66:34	
	賦課限度額	17万円	17万円	(±0万円)

#### (2) 保険料（均等割）減額措置対象者の拡大（第19条の2）

減額区分	改正前	改正後
5割減額	43万円+[(給与所得者等の人数-1)×10万円]+(30.5万円×被保険者数)以下の世帯	43万円+[(給与所得者等の人数-1)×10万円]+(31万円×被保険者数)以下の世帯
2割減額	43万円+[(給与所得者等の人数-1)×10万円]+(56万円×被保険者数)以下の世帯	43万円+[(給与所得者等の人数-1)×10万円]+(57万円×被保険者数)以下の世帯

(3) 国民健康保険料（子ども・子育て支援納付金分）の新設  
（第16条の6～10、第19条の2、4）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、国民健康保険料（子ども・子育て支援納付金分）の徴収を行う。

●子ども・子育て支援納付金分

		令和8年度
保 険 料 率	所得割率	0.27%
	均等割額※	1,800円(1,873円)
賦課割合 (所得割:均等割)		70:30
賦課限度額		3万円

※括弧内は18歳以上の被保険者における均等割額。18歳以下の被保険者における支援金均等割額は、全額軽減措置を講ずる。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

4 経過措置

改正後の規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

新旧対照表

○千代田区国民健康保険条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>（保険料の賦課額）</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）<u>、世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）並びに世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（同項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u>の合算額とする。</p>	<p>（保険料の賦課額）</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）<u>並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）</u>につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p>
<p>（基礎賦課総額）</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業</p>	<p>（基礎賦課総額）</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業</p>

費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(東京都(以下「都」という。)の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第

費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(東京都(以下「都」という。)の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第

72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(基礎賦課額所得割額の算定)

第15条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同

72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(基礎賦課額所得割額の算定)

第15条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同

法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条の4第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

(基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の7.51(基礎賦課総額の100分の67に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき4万7,600円(基礎賦課総額の100分の33に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(基礎賦課限度額)

第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、67

法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

(基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の7.71(基礎賦課総額の100分の68に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき4万7,300円(基礎賦課総額の100分の32に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(基礎賦課限度額)

第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、66

万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の11 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.80 (後期高齢者支援金等賦課総額の100分の68に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万7,600円(後期高齢者支援金等賦課総額の100分の32に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第16条の3 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.43 (介護納付金賦課総額の100分の66に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万7,800円(介護納付金賦課総額の100分の34に相当する額を当該年度の前

万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の11 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.69 (後期高齢者支援金等賦課総額の100分の69に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万6,800円(後期高齢者支援金等賦課総額の100分の31に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第16条の3 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の1.72 (介護納付金賦課総額の100分の65に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万6,200円(介護納付金賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前

年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第16条の5 第16条の2の介護納付金賦課額は、17万円を超えることができない。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第16条の6 保険料の賦課額のうち子ども・

子育て支援納付金賦課額(第19条の2及び第19条の4から第19条の6までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合

算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第19条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合

算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第16条の7 保険料の賦課額のうち子ども・

年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第16条の5 第16条の2の賦課額は、17万円を超えることができない。

(新設)

(新設)

子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

（新設）

第16条の8 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

（新設）

第16条の9 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

（1） 所得割 100分の0.27（子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第16条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の70に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

（2） 被保険者均等割 被保険者1人につき1,800円（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の30に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（3） 18歳以上被保険者均等割 18歳以上被保険者1人につき73円（第16条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における18歳以上被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額）

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第16条の10 第16条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

(普通徴収に係る保険料の納付額)

第18条の2 前条第1項本文の各納期の納付額は、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額のそれぞれの10分の1の額の合算額とする。

2 前項の規定により算出した基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額のそれぞれの10分の1の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて最初の納期の納付額に合算するものとする。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第19条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10、第16条の2若しくは第16条の7の額又は次条各号、第19条の4各号、第19条の5第1項各号若しくは第19条の6に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10、第16条の2若しくは第16条の7の額又は次条各号、第19条の4各号、第19条の5第1項各号若しくは第

(新設)

(普通徴収に係る保険料の納付額)

第18条の2 前条第1項本文の各納期の納付額は、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額のそれぞれの10分の1の額の合算額とする。

2 前項の規定により算出した基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額のそれぞれの10分の1の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて最初の納期の納付額に合算するものとする。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第19条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10若しくは第16条の2の額又は次条各号、第19条の4各号若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10若しくは第16条の2の額又は次条各号、第19条の4各号若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定

19条の6に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者に係る保険料の減額）

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のAに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）及び第16条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号のエ及びオに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当することにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則

は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者に係る保険料の減額）

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のAに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）及び第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当することにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則

第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等

第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等

に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3万3,320円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1万2,320円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1万2,460円

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1,260円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者1人について52円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額

に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3万3,110円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1万1,760円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1万1,340円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に30万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額

被保険者1人について2万3,800円  
イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被  
保険者均等割額 被保険者1人につい  
て8,800円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均  
等割額 被保険者1人について8,900  
円

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に  
係る被保険者均等割額 被保険者1人  
について900円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に  
係る18歳以上被保険者均等割額 18歳  
以上被保険者1人について37円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山  
林所得金額並びに他の所得と区分して計  
算される所得の金額の合算額が、地方税  
法第314条の2第2項第1号に規定する  
金額(世帯主等のうち給与所得者等の数  
が2以上の場合にあつては、同号に規定  
する金額に当該給与所得者等の数から1  
を減じた数に10万円を乗じて得た金額を  
加えた金額)に57万円に当該年度の保険  
料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付  
義務が発生した場合にはその発生した日  
とする。)現在において、その世帯に属  
する被保険者の数と特定同一世帯所属者  
の数の合計数を乗じて得た額を加算した  
金額を超えない世帯に係る保険料の納付  
義務者であつて前2号に該当する者以外  
のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額  
被保険者1人について9,520円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被  
保険者均等割額 被保険者1人につい  
て3,520円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均  
等割額 被保険者1人について3,560  
円

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に  
係る被保険者均等割額 被保険者1人  
について360円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に  
係る18歳以上被保険者均等割額 18歳  
以上被保険者1人について15円

(特例対象被保険者等の特例)

第19条の3 世帯主又は当該世帯に属する被  
保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例

被保険者1人について2万3,650円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被  
保険者均等割額 被保険者1人につい  
て8,400円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均  
等割額 被保険者1人について8,100円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山  
林所得金額並びに他の所得と区分して計  
算される所得の金額の合算額が、地方税  
法第314条の2第2項第1号に規定する  
金額(世帯主等のうち給与所得者等の数  
が2以上の場合にあつては、同号に規定  
する金額に当該給与所得者等の数から1  
を減じた数に10万円を乗じて得た金額を  
加えた金額)に56万円に当該年度の保険  
料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付  
義務が発生した場合にはその発生した日  
とする。)現在において、その世帯に属  
する被保険者の数と特定同一世帯所属者  
の数の合計数を乗じて得た額を加算した  
金額を超えない世帯に係る保険料の納付  
義務者であつて前2号に該当する者以外  
のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額  
被保険者1人について9,460円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被  
保険者均等割額 被保険者1人につい  
て3,360円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均  
等割額 被保険者1人について3,240  
円

(特例対象被保険者等の特例)

第19条の3 世帯主又は当該世帯に属する  
被保険者若しくは特定同一世帯所属者が

対象被保険者等である場合における第15条第1項、第15条の11、第16条の3及び第16条の8並びに前条及び第19条の5の規定の適用については、第15条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。））」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1号中「総所得金額（同法）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。地方税法）」とする。

（未就学児に係る保険料の減額）

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1）基礎賦課額に係る被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 7,140円

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万1,900円

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万9,040円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万3,800円

（2）後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について

特例対象被保険者等である場合における第15条第1項及び前条の規定の適用については、第15条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。））」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1号中「総所得金額（同法）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。地方税法）」とする。

（未就学児に係る保険料の減額）

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1）基礎賦課額に係る被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 7,095円

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万1,825円

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万8,920円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万3,650円

（2）後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について

次に定める額

ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,640円

イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 4,400円

ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 7,040円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8,800円

(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号エに規定する金額を減額した世帯 270円

イ 第19条の2第2号エに規定する金額を減額した世帯 450円

ウ 第19条の2第3号エに規定する金額を減額した世帯 720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 900円

(出産被保険者に係る保険料の減額)

第19条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第15条の8、第15条の16、第16条の5及び第16条の10に定める額を超える場合には、当該定める額）とする。

(1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の3各号で定める場合にあつては、出産の日。第24条の5第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以

次に定める額

ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,520円

イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 4,200円

ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8,400円

(出産被保険者に係る保険料の減額)

第19条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第15条の8、第15条の16及び第16条の5に定める額を超える場合には、当該定める額）とする。

(1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の2各号で定める場合にあつては、出産の日。第24条の5第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以

下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下この項において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額

当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号及び次号において同じ。)に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(7) 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を

下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下この項において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額

当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号及び次号において同じ。)に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

<p><u>乗じて得た額</u>  <u>(8) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u> 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	
<p>2 (現行に同じ)  <u>(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)</u></p>	<p>2 (略)  (新設)</p>
<p><u>第19条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の9の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条の2各号、第19条の4第3号及び前条第8号に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。）から当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</u></p>	
<p><u>附 則</u>  <u>(施行期日)</u></p>	
<p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	
<p><u>(経過措置)</u></p>	
<p>2 この条例による改正後の第14条の2、第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第16条の6から第16条の10まで、第18条の2及び第19条から第19条の6までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>	

## 【参考】国民健康保険制度改定の経緯

### ○令和5年 5月:国民健康保険法の改正

⇒ 都道府県保険料水準の平準化を推進することについて法律上明記され、これにより、保険料水準の平準化に関する事項について、都道府県国民健康保険運営方針の必須記載事項となる。

### ○令和5年10月:保険料水準統一加速化プランの策定(厚生労働省)

⇒ 上記法改正の趣旨を踏まえつつ、趣旨の更なる深化を図り、保険料水準の統一に向けた各都道府県における取組を加速化。

### ○令和6年 2月:東京都国民健康保険運営方針の策定(東京都)

⇒ こうした状況を踏まえ、東京都国民健康保険運営方針において、「令和12年度に納付金ベースの統一を目指す」とする目標を明示。

### ○令和6年 4月:国保保険料水準統一加速化プロジェクトチーム発足

⇒ 保険料水準統一に向けた各都道府県における取組を加速化。

### ○令和6年 6月:保険料水準統一加速化プランを改定(厚生労働省)

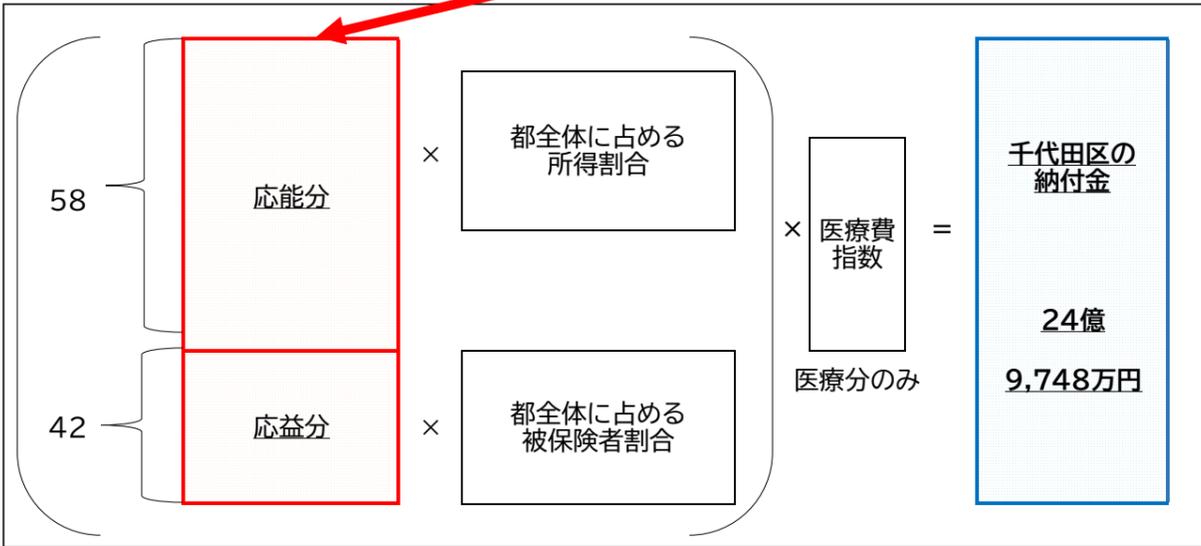
⇒ 令和6年6月21日閣議決定の「経済財政運営と改革の基本方針2024」においても、「国保制度の都道府県内の保険料水準の統一を徹底すること」について明記されたことを踏まえ、同プランを令和6年6月26日に改定し、保険料水準統一の取組の更なる加速化を推進。

# 1. 令和8年度 確定係数による東京都の納付金必要額および千代田区の納付金額

## ■都の納付金必要額

医療費	7,730 億円	国・都 公費	前期高齢者 交付金	納付金 必要額
後期支援金	1,774 億円			
介護納付金	680 億円			
子ども・子育て 支援納付金	167 億円			
合計	10,351 億円	3,754 億円	2,223 億円	4,374 億円

## ■千代田区の納付金算定



# 2. 令和8年度 千代田区国民健康保険 保険料率の算定方法

平成30年度から特別区の保険料率は、東京都が提示する標準的な保険料率を参考に、統一の保険料率が算定されています。

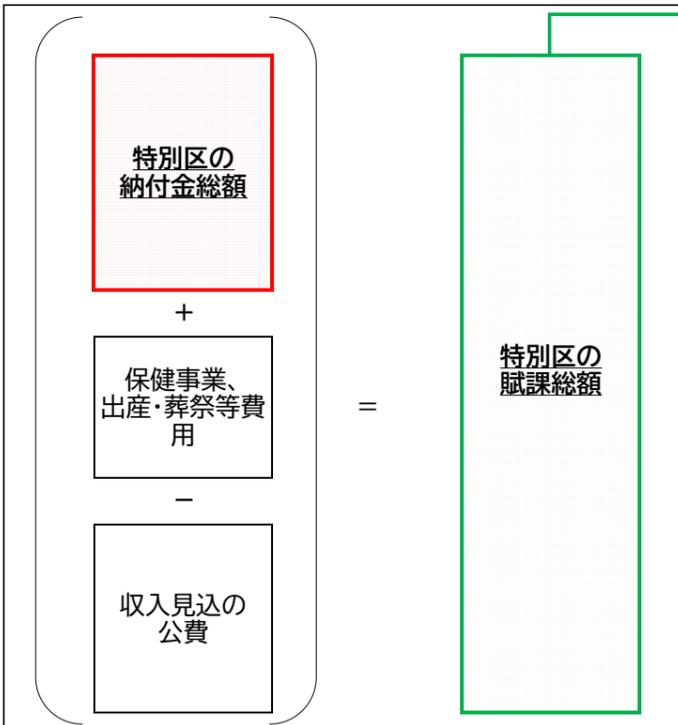
本区は令和6年度まで、東京都が示した標準的な保険料率を参考に独自の保険料率を算定していましたが、「将来的に都内の国民健康保険料の完全統一を目指す」とされた東京都国民健康保険運営方針(令和6年2月改定)を鑑み、令和7年度より、医療分及び後期高齢者支援金分の保険料率について、特別区の統一保険料率と同率としました。

令和8年度も引き続き、医療分及び後期高齢者支援金分の保険料率について特別区の統一保険料率と同率とするとともに、令和7年度まで統一保険料率への移行の経過措置期間が設けられていた介護納付金分の保険料率及び令和8年度から新たに創設される子ども・子育て支援納付金分の保険料率についても、特別区の統一保険料率と同率といたします。

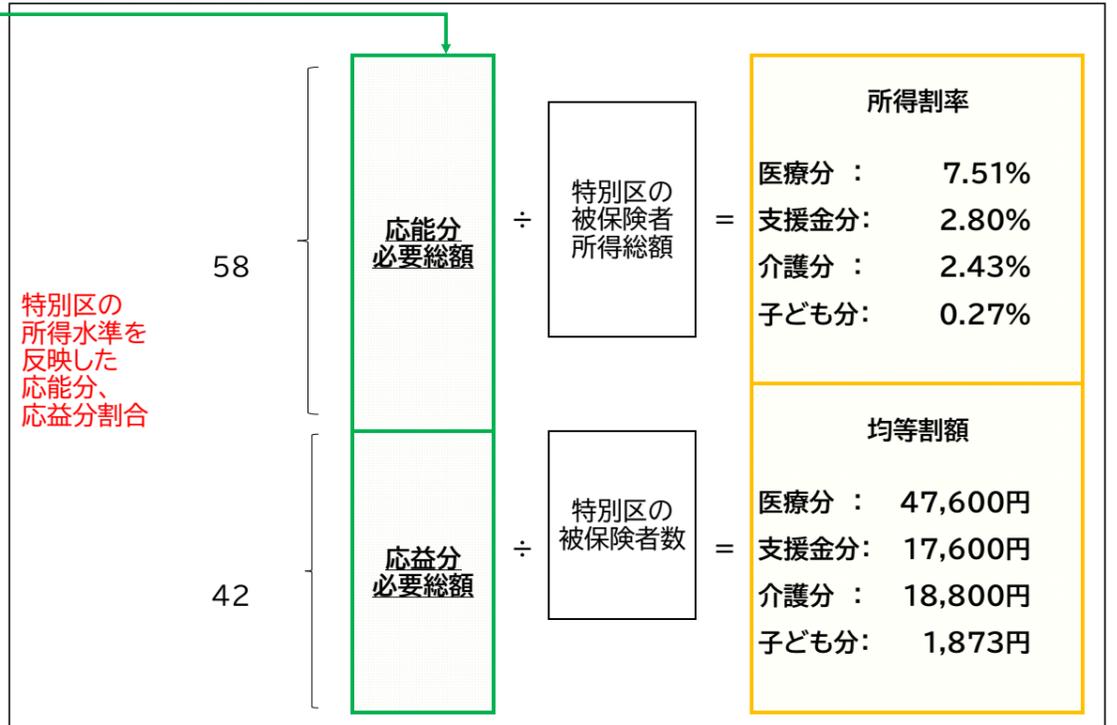
なお、統一保険料率による収入だけでは都に納める事業費納付金を賄いきれないため、本区は法定外繰入金投入及び繰越金の活用により不足分を賄います。

## 特別区統一保険料率の試算方法

### ■特別区の賦課総額の算定



### ■特別区統一保険料率の算定



## 令和 8 年度「おがちよ教育交流事業」の実施について

令和 6 年度より、小笠原村教育委員会との協定に基づき、区立中学校（九段中等教育学校前期課程を含む。）の生徒を対象として小笠原村に派遣し、現地で環境学習、平和学習、文化学習などを行う「おがちよ教育交流事業」を実施している。

### 1 事業目的

世界自然遺産である小笠原の貴重な自然や戦争の舞台となった小笠原の歴史、独自の伝統を築いてきた文化等を学習し、現地での様々な体験を通して、豊かな人間性や環境への意識を高め、平和・文化を尊重する態度の育成を図る。

### 2 派遣日程

令和 8 年 8 月 14 日（金）～20 日（木） 6泊7日（船中 2 泊）

※ 台風等の悪天候による船の欠航により、事業が中止となる可能性あり。

### 3 派遣生徒

区立中学校及び中等教育学校前期課程に在籍する生徒

（第 1 学年から第 3 学年） 18 名（予定）

- ・健康で、他の生徒とともに協力して学びを深めることができる生徒
- ・自ら考えて行動し、規律ある集団生活ができる生徒
- ・積極的に体験活動を行い、保護者の同意が得られる生徒
- ・事前・事後の学習会及び教育委員会への報告会に全て参加できる生徒
- ・小笠原での体験の成果を広め、自身の今後の諸活動に生かすことができる生徒

※ 派遣生徒は、一次選考（書類選考）後、二次選考（面接）により決定する。

### 4 参加費 15,000 円

※ 船中の食費、島内でのお土産代等は参加者自己負担。

### 5 応募方法

3 月 23 日（月）から 4 月 10 日（金）の期間に「千代田区ポータルサイト」から応募。

※ 参加申込にはアカウント登録が必須。

### 6 引率者

教育委員会事務局職員及び教員 8 名程度

## 7 今後のスケジュール

(参加決定生徒は、以下の全日程に出席)

### (1) 事前学習会

- ① 令和8年6月1日(水) 18時～
- ② 令和8年7月24日(金) 10時～
- ③ 令和8年8月5日(水) 10時～

※ 1回目の事前学習会の日に保護者説明会(任意)も実施する。

### (2) 事後学習会

- ① 令和8年8月28日(金) 17時～
- ② 令和8年9月25日(金) 17時～

### (3) 教育委員会報告会

令和8年10月9日(金) 18時～

※ 上記日程は、今後変更の可能性あり。

## 8 保護者事前説明会

①日時 令和8年4月3日(金) 18時30分～

②場所 千代田区役所4階 401,402,403会議室

※ 専用フォームからの事前予約必須

## 9 その他

・ 派遣先の医療機関の体制により、アレルギーやぜんそく等の個別の対応は不可。

※ 薬の服用等に関しては、生徒の自己責任とする。

※ 看護師は帯同する。

※ 父島・母島では村営の診療所に医師が常駐している。

## 東京都認証学童クラブの決定について

### 1 背景

東京都における学童クラブ事業では、平成 22 年度より職員体制や開所時間において国基準を上回る都型学童クラブ事業を実施し、本区においても平成 23 年度から 11 施設（令和 6 年度実績）を都型学童クラブとして対応してきたが、令和 7 年度から東京都は新たに子どもと保護者のニーズに応える多様なサービスを提供することを目的に東京都認証学童クラブ事業を開始した。認証学童クラブは、現行の都型学童クラブを上回る放課後児童支援員の配置や児童数の上限等を定め、さらなる学童クラブの質の向上を支援するものである。

### 2 東京都認証学童クラブの主な運営基準

区分	認証学童クラブ	都型学童クラブ	国基準
専用区画	児童 1 人につき 1.65 m <sup>2</sup> 以上(将来的に 1.98 m <sup>2</sup> )	児童 1 人につき 1.65 m <sup>2</sup> 以上	児童 1 人につき 概ね 1.65 m <sup>2</sup> 以上
規模 (児童数)	1 支援単位で、10 人～上限 40 人(41 人～45 人までは経過措置)	1 支援単位で、10 人～70 人(概ね 40 人以下が望ましい)	1 支援単位で、概ね 40 人以下(上限なし)
職員体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 支援単位に支援員を 3 人以上配置(その 2 人を除き補助員でも可)</li> <li>・ 1 支援単位に 1 人は常勤の支援員を配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 支援単位に支援員を 2 人以上配置(その 1 人を除き、補助員でも可)</li> <li>・ 1 支援単位に 1 人は常勤の支援員を配置</li> </ul>	1 支援単位に支援員を 2 人以上配置(その 1 人を除き、補助員でも可)
開所日数	毎日(日曜・祝祭日・年末年始を除く)	毎日(日曜・祝祭日・年末年始を除く)	年間 250 日以上
開所時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日午後 7 時まで</li> <li>・ 授業休業日は午前 8 時から午後 7 時まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日午後 7 時まで</li> <li>・ 授業休業日は午前 8 時から午後 7 時まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日 1 日 3 時間以上</li> <li>・ 授業休業日は 1 日 8 時間以上</li> </ul>
質の評価	東京都福祉サービス第三者評価の受審	—	—

### 3 東京都認証学童クラブの決定を受けた学童クラブ

既存の都型学童クラブ対象の民設民営学童クラブ 11 施設のうち、認証基準を満たす以下の7施設において、認証申請を行い、東京都より決定を受けた。

- ・麴町こどもクラブ
- ・東神田らる学童クラブ
- ・学童保育じゃんぷ九段クラブ
- ・ベネッセ万世橋学童クラブ
- ・ポピンズアフタースクール一番町（※）
- ・グローバルキッズ飯田橋第一学童クラブ（※）
- ・グローバルキッズ飯田橋第二学童クラブ（※）

（※）令和9年度末までの移行型：児童数が41人以上45人以下の施設で、その他の認証基準を満たす学童クラブ。

### 4 事業開始年月日（認証の基準日）

令和7年4月1日

### 5 東京都認証学童クラブへの対応状況と今後の方針

・令和9年度末で既存の都型学童クラブ事業が終了することから、現在認証基準を満たしていない学童クラブについて、都型学童クラブを中心に次年度以降の認証化を目指す。

・また、移行型（令和9年度末まで）で認証を受けている3施設に関しても、令和8年度以降に認証基準を満たした場合には、通常型として申請を行う見込みである。